

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年9月29日（平成27年（行情）諮問第593号）

答申日：平成28年5月30日（平成28年度（行情）答申第91号）

事件名：戦後における旧軍毒ガス弾等の発見，被災及び掃海等処理の状況に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「①戦後における旧軍毒ガス弾等の発見，被災及び掃海等処理の状況」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年3月20日付け防官文第4815号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである（なお，意見書に添付された資料の内容は省略する。）。

（1）異議申立書

防衛省のホームページを調べたところ，平成22年にも掃海等において旧軍の爆弾と思われるものを爆破処理している。実際に最近も処理しているのであるから，「①戦後における旧軍毒ガス弾等の発見，被災及び掃海等処理の状況」に該当する書類は存在すると考えられる。

（2）意見書

諮問庁の理由説明は，「保存期間満了により処分されており」とのことである。

異議申立人は平成26年8月29日に，環境省に対して「毒ガス問題で防衛省が環境省に出した神栖に関する書類一切」を開示請求した。その結果，環境省から「①戦後における旧軍毒ガス弾等の発見，被災及び掃海等処理の状況」としてNO35からNO38までが記載された書類が開示されたのである。

そこで異議申立人が防衛省に元の書類を請求したのが本件である。

異議申立人は、平成27年6月、環境省に対して「『戦後における旧軍毒ガス弾等の発見・被災及び掃海等処理の状況』の書類一切」との開示請求を行ったところ、「(2) 戦後における旧軍毒ガス弾等の発見・被災及び掃海等処理の状況」という8枚の書類が開示された。この書類は、防衛省が環境省に提出した書類である。

「(2) 戦後における旧軍毒ガス弾等の発見・被災及び掃海等処理の状況」においては、発見された事案の古い順に「NO」がついている。ちなみに最初は、「NO1 別府湾大分港沖(約22キロ)海域 S30.9.15～S31.12.6 イペリット爆弾2,498発・・・」とあり、最後は、「NO38 茨城県神栖町 H15.4.8(県から連絡) ルイサイト・3缶・・・」とある。したがって、この昭和30年(1955年)から平成15年(2003年)の間の記録が保存されていたことになる。防衛省は、平成15年には48年分の旧軍毒ガス弾の記録を保持していたのである。それが平成27年には、48年分の旧軍毒ガス弾の記録が存在しないというので平成15年の文書管理と平成27年の文書管理が一致しないことになる。一般的に行政の文書管理が途中で変わるとは考えられない。また、旧軍毒ガス弾の記録は、文書としての管理ではなく、記録として管理しているのであり、紙ベースの保存という考えにはなじまない。それゆえ諮問庁の理由説明は妥当ではない。

以上により、不開示決定を取り消し開示せよ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「「①戦後における旧軍毒ガス弾等の発見、被災及び掃海等処理の状況」の本体及び(被写を添付)も請求します。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「①戦後における旧軍毒ガス弾等の発見、被災及び掃海等処理の状況」(本件対象文書)を特定した。

本件対象文書については、保存期間満了により廃棄していたため、法9条2項の規定に基づき、平成27年3月20日付け防官文第4815号により文書不存在による不開示決定(原処分)を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「防衛省のホームページを調べたところ、平成22年にも掃海等において旧軍の爆弾と思われるものを爆破処理している。実際に最近も処理しているのであるから、「①戦後における旧軍毒ガス弾等の発見、被災及び掃海等処理の状況」に該当する書類は存在すると考えられ

る。」として、原処分を取り消し、開示するよう求めるが、本件対象文書については、本件開示請求を受け探索したものの保存期間満了により廃棄されており、開示請求のあった時点においてその保有を確認することができなかったことから上記1のとおり原処分を行ったものである。異議申立人は、防衛省が最近も旧軍のものと思われる爆弾を処理しているので本件対象文書を保有しているはずと主張するが、防衛省・自衛隊が実施し公表している不発弾等の処理と本件対象文書の保有には全く関連性はなく、異議申立人の主張の根拠にはならない。

よって、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成27年9月29日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月4日 | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 平成28年5月18日 | 審議 |
| ⑤ 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「①戦後における旧軍毒ガス弾等の発見、被災及び掃海等処理の状況」であり、処分庁は、本件対象文書を特定した上でこれを保有しておらず、不存在のため不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分を取り消して本件対象文書を開示するよう求め、諮問庁は、原処分を妥当としている。

なお、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には、「①戦後における旧軍毒ガス弾等の発見、被災及び掃海等処理の状況」の本体及び（被写を添付）」と記載されており、その目的は必ずしも明確ではないものの、当初は、本件対象文書に添付された複写物等についても開示を求めていたように思われるが、異議申立書及び意見書によれば、本件異議申立ては、本件対象文書のみを対象としてなされたものであることは明らかである。

そこで、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保存期間、探索方法等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 本件対象文書については、本件開示請求を受けた後に行ったインターネット検索において、平成16年3月2日の衆議院環境委員会の会

議録（以下「本件会議録」という。）に、環境省が実施した「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査において、当時の防衛庁が同省に資料等を提供した旨の答弁があることが確認された。

イ 本件対象文書の保存期間は、平成15年当時の防衛庁文書管理規則（平成12年防衛庁訓令第74号。以下「文書管理規則」という。）の別表の4（4）「所管行政に係る政策の決定又は遂行上参考とした事項が記録されたもの」又は5（2）「所管行政上の軽易な事項に係る意思決定を行うための決裁文書」に該当するものと考えられるところ、その保存期間は最長で3年であるため、本件開示請求時点において、本件対象文書の保存期間は満了している。

ウ 本件開示請求を受けた後、「毒ガス弾」、「不発弾」、「化学弾」、「フォローアップ調査」等の関連し得るキーワードを用いて、行政文書ファイル管理簿の検索を行ったが、本件対象文書は確認できなかった。

また、本件開示請求を受け、担当課の執務室及び書庫を探索したが、データ等も含め、本件対象文書の保有は確認できなかった。

エ 以上のことから、本件対象文書については過去に保有していたと考えられるものの、廃棄したものと判断した。

(2) 当審査会において、環境省のウェブサイト上で公開されている「昭和48年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」フォローアップ調査報告書」の関係箇所及び本件会議録を確認した。その結果、平成15年6月6日の閣議了解に基づいて実施された「昭和48年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」フォローアップ調査」において、当時の防衛庁を含む関係省庁に対し「戦後における旧軍毒ガス弾等の発見、被災及び掃海等の処理の状況」等についての情報提供等の依頼がされ、防衛庁がこれを受けて全体の取りまとめを担当していた環境省に資料等を提供した事実が認められる。そうすると、本件対象文書は、防衛庁が環境省に提供した上記資料等の一部であるものと考えられる。

そして、諮問庁から提出を受けた文書管理規則を確認したところ、閣議了解に基づき実施された調査において取りまとめを担当する他省庁に提出した資料については、上記（1）イにおいて諮問庁が説明するように、保存期間が3年を超えるものであったとは考えにくく、本件開示請求の時点において、既に保存期間満了により廃棄されていたとする諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

その上、本件開示請求を受けて実施したとする上記（1）ウの探索方法等が不十分ともいえないから、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

なお、異議申立人は、平成22年の爆破処理について主張するが、最近における爆破処理の有無が本件対象文書の存在と無関係であることは、諮問庁の指摘するとおりである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子